

令和7年度 入札・契約制度について

1. 入札参加要件の継続運用

* 工事の品質確保を図るため、発注工種における経営事項審査（最新のもの）の完成工事高が、300万円未満の事業者について、入札参加を制限する要件設定を引き続き運用いたします。

《該当ランク》

ランクはCランクに登録されている業者

《対象工事：(税込み)》

土木一式・建築一式の工種 = 設計金額1,800万円以上2,200万円未満の工事

ほ装・造園の工種 = 設計金額800万円以上1,200万円未満の工事

※ほ装は、ほ装若しくは土木一式の実績で可

2. 総合評価競争入札本年度の概要

* 総合評価競争入札では低入札価格調査を適用しています。

平成30年度から全ての案件で、「藤沢市公共工事等低入札価格調査要領」を適用して、調査基準価格及び失格基準価格での適用としました。

* 評価種別「積算上の品質確保」を廃止しました。

ダンピング受注の防止に資するため、低入札の抑制を目的として「調査基準価格以上の積算」に対し評価をしておりましたが、令和6年度から入札価格が調査基準価格を下回る場合について、入札価格を調査基準価格に置き換えて評価値を算出するよう変更し、低入札の抑制に一定の効果が得られたため、評価項目「調査基準価格以上の積算」に対しての評価を廃止します。

* 総合評価競争入札の落札制限の設置

総合評価競争入札における受注機会の均等を図るため、同一開札日の同種工事については、1件落札後は無効とする落札制限を設けていますが、さらに徹底を図るため、総合評価競争入札による工事に限り、落札制限を設定します。

件数上限	総合評価競争入札により落札した工事の手持ち件数は、 3件 を限度とします。
カウントされる期間	落札決定からしゅん工検査終了日まで

※総合評価競争入札による工事の手持ち工事（落札決定～しゅん工検査日）が3件に達した場合、以降の総合評価競争入札による工事の入札は無効といたします。

ただし、しゅん工検査（基準日：公告の日の前日）が完了することによって、その工事はカウントから除かれ、3件に達するまで落札することができるようになります。

3. 工事施工実績の対象期間の延長

令和7年度発注する工事の入札参加要件としての工事の施工実績の対象期間

「平成22年度以後に完成した工事」とします。

4. 市内業者への優先発注について

藤沢市からの各種発注は、市内業者を基本とします。

また、藤沢市の経済活性化及び市内企業の育成のため、下請業者の選定、資機材の購入や機械・機器類を調達する場合は、市内企業を優先するようにご協力をお願いいたします。

5. 現場代理人の常駐要件の範囲拡大（継続）

契約金額が「2,500万円未満」の工事については、2件まで兼務できることとします。

適用期限・・・2026年(令和8年)3月31日までの時限的措置

※兼務を希望する場合は、兼ねる元工事・兼工事それぞれに「現場代理人兼務届」の提出が必要となります。両工事の契約担当課へ提出してください。

6. 測量業務の専任配置技術者の設定

測量業務の配置技術者を、専任とする場合があります（導入する案件については、個別の入札公告に記載します。※専任の取扱は、建設業法における技術者制度に準じて運用します）。

7. 社会保険等の加入について

受注者（元請業者）においては、社会保険等の加入を入札参加資格登録時点から求められていますが、公共工事標準請負契約約款の改正に伴い、社会保険等未加入業者（届出の義務がない者を除く）を一次下請け工事業者とすることができなくなりましたので、元請・下請け問わず、今後もより一層の社会保険等への加入について取り組んでください。

8. 施工実績の調書について

入札事務の負担軽減のため、工事施工実績事前確認調書については、土木一式及び建築一式の工種を対象に募集を行います。

なお、この提出を行うことにより、実績要件を設ける各案件毎の「工事施工実績調書」の添付書類（契約書等の写し）と記載の省略ができます。

募集については、4月上旬にホームページ上で行うことを予定しておりますので、ご確認をお願いします。

9. 余裕期間制度について

受注者が円滑な施工体制の確保を図るため、労働者の確保や建設資材の調達を計画的に行うことができる余裕期間を設定した工事を、一部の工事を対象に試行実施します。

10. 前払金対象金額について

新型コロナウイルス感染拡大によって停滞した経済活動や景気減速に伴う資金繰り対策として、工事及び工事に準ずる委託の前払金対象金額を引き下げ、対象案件を拡大する時限的措置を令和2年度から実施していましたが、令和6年度をもって終了しました。

令和7年度からの前払金対象となる適用範囲は次のとおりです。

	変更前	変更後
工事	請負代金額1,300,000円以上	請負代金額3,000,000円以上
工事に準ずる委託	契約金額500,000円以上	契約金額3,000,000円以上

11. 監理技術者等の専任義務の緩和について

建設業法等の一部改正に伴い、工事現場への監理技術者等の専任義務が緩和されましたので、兼務を希望する場合は、以下の兼務届を契約課に提出してください。

- ・監理技術者等兼務届（専任特例1号） ※建設業法第26条第3項第1号の規定による兼務
- ・監理技術者兼務届（専任特例2号） ※建設業法第26条第3項第2号の規定による兼務

12. 工事費見積明細書における法定福利費の明示について

2025年（令和7年）4月1日以降に公表するすべての工事案件について、契約時に受注者が市に対して提出する「工事費見積明細書」に法定福利費の明示を求めます。

（詳細については当ホームページ内『工事費見積明細書における法定福利費の明示について』をご確認ください）